

旧	新
第2条 （用語の定義） 本規定における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。 （1）「デビットユーザー」とは、本サービスの利用を申し込み、当社により当該申し込みを承諾されたお客さまをいいます。 （2）「加盟店等」とは、Visa Inc.（以下「国際提携組織」といいます）と提携した金融機関またはクレジット会社（以下「アクワイヤラ」といいます）の加盟店および当社が指定した（または国際提携組織と提携した金融機関等による）ATM・キャッシュディスペンサーを統括する金融機関等をいいます。 （3）「売買取引等」とは、デビットユーザーが加盟店等から商品を購入し、または役務の提供を受けること（ATM・キャッシュディスペンサーにてデビットユーザーの指定した金額の払出しを行う役務の提供を受けることを含む）に係るデビットユーザーと加盟店等間の取引をいいます。 （4）「売買取引等債務」とは、売買取引等に基づきデビットユーザーが加盟店等に対して負担する債務をいいます。 （5）「カード」とは、当社が発行する、キャッシュカードとしての機能（当社所定のキャッシュカード規定により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）と売買取引等を行う機能を一体化し、双方の機能を1枚で提供するプラスチックカードおよび当社がホームページ上で発行する、デビットユーザーが本サービスを利用するために使用する番号の総称とし、売買取引等及び売買取引等に付随して発生する取引固有の事項については、本規定が適用されるものとします。	第2条 （用語の定義） 本規定における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。 1. 「デビットユーザー」とは、本サービスの利用を申し込み、当社により当該申し込みを承諾されたお客さまをいいます。 2. 「加盟店等」とは、Visa Inc.（以下「国際提携組織」といいます）と提携した金融機関またはクレジット会社（以下「アクワイヤラ」といいます）の加盟店および当社が指定した（または国際提携組織と提携した金融機関等による）ATM・キャッシュディスペンサーを統括する金融機関等をいいます。 3. 「売買取引等」とは、デビットユーザーが加盟店等から商品を購入し、または役務の提供を受けること（ATM・キャッシュディスペンサーにてデビットユーザーの指定した金額の払出しを行う役務の提供を受けることを含む）に係るデビットユーザーと加盟店等間の取引をいいます。 4. 「売買取引等債務」とは、売買取引等に基づきデビットユーザーが加盟店等に対して負担する債務をいいます。 5. 「カード」とは、当社が発行する、キャッシュカードとしての機能（当社所定のキャッシュカード規定により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）と売買取引等を行う機能を一体化し、双方の機能を1枚で提供するプラスチックカードで、ICチップが埋め込まれているもの（以下「ICカード」といいます）、または、ICカードが埋め込まれていないもの（以下「非ICカード」といいます）および当社がホームページ上で発行する、デビットユーザーが本サービスを利用するために使用する番号の総称をいうものとし、売買取引等および売買取引等に付随して発生する取引固有の事項については、本規定が適用されるものとします。
第5条 （カードの貸与および取り扱い） 1. デビットユーザーは、カードの貸与を希望する場合、当社所定の方法により申し込むものとし、当社は、当該申し込みの受領後、当社所定の基準に合致するときは、カード番号、有効期限および当該カード番号専用のセキュリティコード（あわせて以下「カード番号等」といいます）を表示したプラスチックカードを発行し、またはホームページ上でカード番号等を発行してデビットユーザーに貸与します。なお、デビットユーザー1人（法人口座の場合1法人）に対して発行可能なカード枚数の上限数は、当社が別途定めるものとします。	第5条 （カードの貸与および取り扱い） 1. デビットユーザーは、カードの貸与を希望する場合、当社所定の方法により申し込むものとし、当社は、当該申し込みの受領後、当社所定の基準に合致するときは、カード番号、有効期限および当該カード番号専用のセキュリティコード（あわせて以下「カード番号等」といいます）を表示したプラスチックカードを発行し、またはホームページ上でカード番号等を発行してデビットユーザーに貸与します。なお、デビットユーザー1人（法人口座の場合1法人）に対して発行可能なカード枚数の上限数は、当社が別途定めるものとします。
第7条 （暗証番号） 1. プラスティックカードを使用して本サービスを利用する場合の暗証番号は、キャッシュカード機能利用時の暗証番号と同じとします。 2. 暗証番号の取扱いについては、キャッシュカード規定が適用されるものとします。	第7条 （暗証番号） 1. ICカードの貸与を受けたデビットユーザーは、当社所定の手続きにより、本サービス用のICカードの暗証番号（以下、Visaデビット暗証番号といいます）を当社に登録するものとします。非ICカードを使用して本サービスを利用する場合の暗証番号は、キャッシュカード機能利用時の暗証番号と同じとします。プラスチックカードを使用して本サービスを利用する場合の暗証番号は、キャッシュカード機能利用時の暗証番号と同じとします。 2. デビットユーザーは、Visaデビット暗証番号を変更する場合は、第20条の規定により、カードの再発行が必要となります。非ICカードの暗証番号の取り扱いについては、キャッシュカード規定が適用されるものとします。 3. デビットユーザーは、それぞれ自らの責任をもって暗証番号（Visaデビット暗証番号を含む、以下同様）を管理するものとします。第三者に知られないよう厳重に管理してください。また、生年月日や電話番号、同一数字など、他人から推測されやすい番号の指定を避けるとともに、一定期間毎に変更していただくことをおすすめします。
第20条 （カードの再発行） 1. プラスティックカードの紛失・盗難、毀損・滅失等により、デビットユーザーがカードの再発行を申請した場合の取扱いについてはキャッシュカード規定が適用されるものとします。 2. 前項に定めるところに従い当社がプラスチックカードを再発行する場合、デビットユーザーは、カード情報が従前のカード情報から変更される場合があることを異議なく承諾するものとします。 3. デビットユーザーがカードの再発行を申請する場合、従来使用していたプラスチックカードはデビットユーザーが責任をもって破棄するものとし、これを怠ったことによりデビットユーザーに損害等が生じたとしても、これについて、当社は何らの責任も負わないものとします。	第20条 （カードの再発行） 1. プラスティックカードの紛失・盗難、毀損・滅失、Visaデビット暗証番号の変更等により、デビットユーザーがカードの再発行を申請した場合の取り扱いについてはキャッシュカード規定が適用されるものとします。 2. 前項に定めるところにしたがい当社がプラスチックカードを再発行する場合、デビットユーザーは、カード情報が従前のカード情報から変更される場合があることを異議なく承諾するものとします。 3. デビットユーザーがカードの再発行を申請する場合、従来使用していたプラスチックカードはデビットユーザーが責任をもって破棄するものとし、これを怠ったことによりデビットユーザーに損害等が生じたとしても、これについて、当社は何らの責任も負わないものとします。
その他、軽微な字句の修正あり	